

平成 29 年度

いそごふれあい助成金

説明会

より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、磯子区内（もしくは市内）で行われる非営利な地域福祉推進事業や障がい福祉推進事業を支援することを目的とした「いそごふれあい助成金」の説明会を開催します。

申請書や手引きは説明会会場にて配付しますので、助成を希望する団体はぜひご参加ください。（事前予約不要）

日時：平成 29 年 3 月 15 日（水）① 14:00～15:30

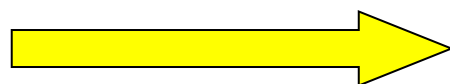
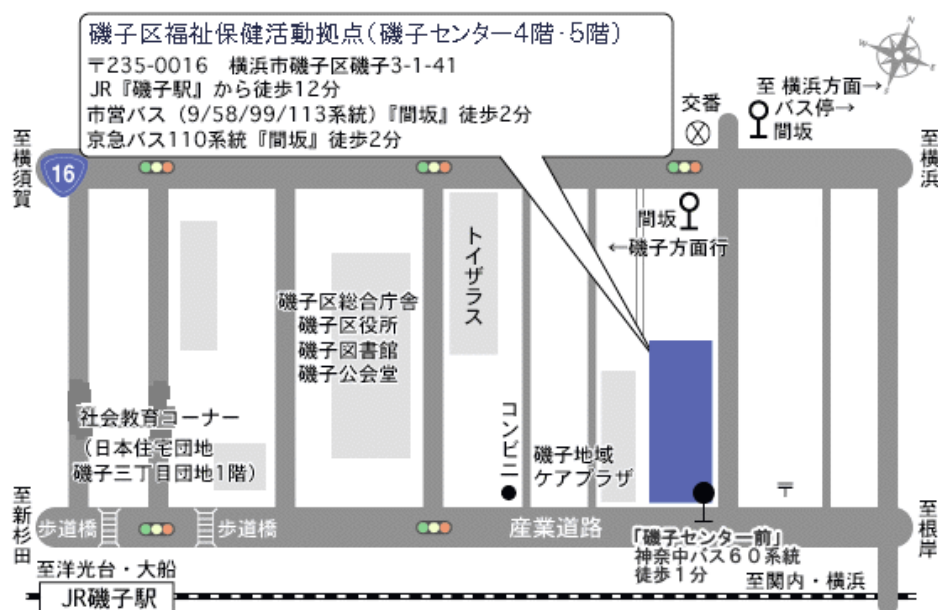
② 18:30～20:00 ※2回とも同内容

場所：磯子区福祉保健活動拠点（こすもす広場）4階 多目的研修室
磯子区磯子3-1-41磯子センター4階

※申請期間は、平成 29 年 4 月 5 日（水）～4 月 14 日（金）です。

※助成内容や申請書様式等は、平成 28 年度と若干変更があります。

※申請書や手引きは、説明会終了後は窓口で配付するとともに、本会ホームページ（<http://isoshakyo.com/>）にも掲載します。



助成区分一覧は
裏面をご覧ください！

～お問い合わせ先～
（社福）横浜市磯子区社会福祉協議会

担当：西谷 にしたに

電話：751-0739

平成29年度 いそごふれあい助成金 助成区分一覧

助成区分	対象団体	主な対象事業	区分	助成条件		助成限度額 (万円)	備考		
				回数	人数				
A	市民参加による地域福祉推進事業	地域福祉を推進する目的で設立された任意団体 ※NPO法人を除いて法人格を有する団体は含まない	A-1	45	10	20	<ul style="list-style-type: none"> 施設ボランティア活動(社会福祉施設、地域活動ホーム、地域作業所、グループホーム等の利用者のみを対象とする活動)を除く。→C区分へ 「何らかの支援が必要な人々」とは、障害児者・高齢者・子育て中の親(親子)とする。主に自助を目的とする事業(自主事業)は対象外。 「サロン事業」とは、開催する場所が占有できる場所であること。 学習・交流・啓発を目的としたサークル活動を除く。 住民同士の助けあい活動(介護保険事業を除く)、傾聴活動(施設支援の傾聴を除く) 集いの場:サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ、②会食会・こども食堂・地域食堂、③若者支援(フリースペース・居場所づくり・学習支援)、④子育て支援事業、⑤その他高齢者等の「集いの場」として認められる事業、⑥障害児者活動、障害児者支援活動の「集いの場」として認められる事業 		
			A-2	33	10	15			
			A-3	21	10	10			
			A-4	10	5	5			
		A-5	なし	なし	5	学習・交流・啓発を目的としたサークル活動を除く。			
		A-6	新規立上げ事業 ●家事・生活支援事業	A-6	申請年度内に3か月分以上の実績があること	月平均利用者数3回以上		4	住民同士の助けあい活動(介護保険事業を除く)、傾聴活動(施設支援の傾聴を除く)
		A-7	新規立上げ事業 ●集いの場、配食事業	A-7		1回あたりの利用者数5人以上		4	集いの場:サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ、②会食会・こども食堂・地域食堂、③若者支援(フリースペース・居場所づくり・学習支援)、④子育て支援事業、⑤その他高齢者等の「集いの場」として認められる事業、⑥障害児者活動、障害児者支援活動の「集いの場」として認められる事業
		A-8	新規立上げ事業 ●送迎事業	A-8		月10回以上		4	
			法律や行政機関の定める要綱に基づいて設置され、中立・公正な立場で区内全域や各地区の地域福祉を推進する目的で設立されている団体	磯子区民生委員児童委員協議会	A-9	なし		なし	40
B	障害当事者活動	障害児者及びその家族が行う障害児者の自立支援並びに社会参加のための事業 ●訓練会、青年学級、趣味・スポーツ、研修、作業実習、中途障害者リハビリ教室など ※神奈川県共同募金会、横浜市補助金等他からの助成金を受けている場合は申込み不可	B-1	33	10	20	<ul style="list-style-type: none"> 親や家族のみの、主に自助を目的とする事業は「障害当事者活動・セルフヘルプ活動」には含まない。 ※宿泊事業 →市外での活動も可 ※日帰り事業 →市外での活動のみ可 		
		B-2	10	5	5				
		B-3	1	5	5				
C	福祉のまちづくり活動	「誰もが安心して暮らしていけるまちづくり」を市民参画型で行う事業 上記A・Bの助成条件に満たない地域福祉・障害者福祉推進事業 ●福祉、保健、医療、国際交流、人権擁護、災害救援などを市民参画型で行う事業 ※チャリティーイベントなどの収益事業は除外 ※福祉バスとの重複利用は不可 ※セルフヘルプグループとは、難病、依存症、(DV・虐待等の)被害者等の何らかの課題を抱える当事者によるセルフヘルプ活動とする ※神奈川県共同募金会、横浜市補助金等他からの助成金を受けている場合は申込み不可	C-1	21	5	5	<ul style="list-style-type: none"> 〈活動例〉 【定期的活動】手話サークル、施設ボランティア、日本語ボランティア、パソコンボランティア、読み聞かせ、セルフヘルプグループ、など 【単発的活動】講演会、研修会、福祉まつりなどの単発イベント 		
			C-2	1	5	3			
D	障害施設学童保育施設整備費等資金	障害者通所・入所施設、学童保育の施設整備費等 ※施設の備品購入、設備修繕費、教材やおもちゃの購入費など ※備品購入の場合、原則一点(一体となっているもの)とする。 ※神奈川県共同募金会助成金との重複は不可	D	なし	なし	5	<ul style="list-style-type: none"> ・B、C、E、F区分との重複申込み可 〈例〉施設の備品購入、設備修繕費、教材やおもちゃ等の購入 		
E	周年記念事業資金	10年を単位とする周年記念イベントや記念誌作成のために必要な経費 ※本会正会員の団体のみを対象とする ※E区分で助成を受けた団体は同区分での申請は10年後とする ※単年度事業であること ※祭り、講演会、シンポジウムなどの場合、広く一般区民も対象として行うこと ※記念誌等の作成の場合、広く一般市民にも配布すること	E	なし	なし	10	・他区分との重複申込み可		
F	会員特典	会員特典 ※本会正会員は、A～E区分の申請金額に1万円上乗せして申込み可能	F	会費納入		1	前年度区社協会費を納入していること		

※全区分、1万円以上の助成申込とする